新

教育資金贈与税非課税措置に関する特約

1~3.(省略)

4. (贈与者死亡時の定め)

- (1) 貯金者は、この特約の適用を受ける教育資金の一括贈与を貯金者に 対し行った貯金者の直系尊属(以下「贈与者」という。)が死亡した 事実を知った場合は、すみやかに、その旨を当組合に届け出るものと します(2019年4月1日以後かつ死亡前3年以内の贈与および2 021年4月1日以後の贈与に適用)。
- (2) 貯金者は、贈与者の死亡日以前に支払われたことを証する未提出の 領収書等がある場合は、すみやかに当該領収書等を当組合に提出する ものとします。
- (3) 第1条第2項第3号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭の価額に対応する金額)を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下の各号のいずれかに該当する場合は適用しません(2019年4月1日以後の贈与について適用)。
 - ① 当該貯金者が23歳未満である場合

旧

教育資金贈与税非課税措置に関する特約

1~3. (同左)

4. (贈与者死亡時の定め)

(追加)

(追加)

(追加) 第1条第2項第3号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)に取得した金銭の価額に対応する金額)を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下の(追加)いずれかに該当する場合は適用しません(2019年4月1日以後の贈与について適用)。

① 当該貯金者が23歳未満である場合

新	旧
② 当該貯金者が学校等に在学している場合	② 当該貯金者が学校等に在学している場合
③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講し	③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講し
ている場合	ている場合
また、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円	また、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円
を超えるときは、 <u>本項各号</u> のいずれかに該当する場合においても、管	を超えるときは、 <u>上記①~③</u> のいずれかに該当する場合においても、
理残額を当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得した	管理残額を当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得し
ものとみなします(2023年4月1日以後の贈与について適用)。	たものとみなします(2023年4月1日以後の贈与について適用)。
(4) 贈与者から贈与を受け、当該贈与について非課税の適用を受けて	_(追加)_
いる場合における贈与者の死亡日において、貯金者が前項各号に該	
当する場合は、相続税の課税価格の合計額を確認するための書類を	
贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限後すみやかに	
当組合に提出するものとします(2023年4月1日以後の贈与に	
<u>適用)。</u>	
5~17. (省略)	5~17. (同左)
以上	N. I
以 上 (2023年8月1日現在)	以 上 (2023年4月1日現在)
	<u>(2023年4月1日現任)</u>